

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、市町村が処理することとされた事務の範囲について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則に基づく事務のうち、各市町村が処理する事務は、次に掲げるものとする。

ア 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付申請書の受理及び知事への送付

イ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付

ウ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付申請書の受理及び知事への送付

エ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付

(2) 市町村が処理することとされた旅券法又は旅券法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げる場合に係るものは、市町村の処理の対象から除くこととする。

ア 一般旅券の発給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、海外における当該申請者の親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航しなければならない場合

イ アの場合のほか、知事が受理することがやむを得ないと認められる一般旅券の発給の申請があった場合

(3) 施行期日は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村交付金の対象事業の見直し等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 市町村交付金対象事業の具体的な内容から商業活動を志向する者への起業支援のために行う、試行的に商業活動が体験できる仮設店舗(チャレンジショップ)の整備等に要する経費を削る。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

多様化する保育ニーズを踏まえ、修業教科目等を見直す。

2 規則の概要

(1) 修業教科目について、科目名、授業の方法又は単位数を全面的に見直すとともに、障害児(者)福祉に関する科目を新設する。

(2) 授業料等の減免事由の明確化その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

平成22年度から国の職業転換訓練費負担金が増えることにかんがみ、求職者等に対して支給する訓練手当について見直しを行う。

## 2 規則の概要

- (1) 技能習得手当のうち、受講手当の日額を700円（現行 500円）に引き上げる。
- (2) 平成22年4月の組織改正に伴い所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 平成22年度より、国が直轄事業負担金の業務取扱費（退職手当、営繕宿舍費等を含む事務費をいう。）の地方負担を全廃し、併せて、国庫補助事業の事務費に対する国庫補助も全廃することにかんがみ、県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金のうち事務費部分について、受益者に分担金を求めないこととする。
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）について、当該事業の施行に係る各年度において徴収する分担金の総額を改める。
- (3) 平成22年度から特定農業用管水路等特別対策事業が実施されることに伴い、当該事業の施行に係る各年度において徴収する分担金の総額を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る各年度の分担金の額のうち、事務費については受益者から分担金を徴収しないこととする。
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）における分担金は、工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額（現行 工事費の100分の15に相当する額）とする。
- (3) 平成22年度から施行する特定農業用管水路等特別対策事業について、各年度の分担金の額を、工事費の100分の5に相当する額とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県会計規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化を図るため、分任出納員が収納した現金に係る出納員への引継ぎ又は指定金融機関への払込みについて所要の改正を行う。
- (2) 平成22年4月の組織改正に伴い所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 分任出納員が収納した現金を出納員に引き継ぐ場合において、会計局長の承認を受けたときは、収納した日から15日を経過した日（収納した金額が10万円に達したときは、達したその日）までの分を取りまとめ、その日から3日以内に納付員に引き継ぐことができることとする。
- (2) 指定金融機関の店舗の存する市区町村の区域に在勤する分任出納員であって会計局長の承認を受けたものは、現金に限り、収納した日から15日を経過した日（収納した金額が3万円に達したときは、達したその日）までの分を取りまとめ、その日から3日以内に指定金融機関に払い込むことができることとする。
- (3) 過年度支出の返納に係る納入通知書に指定する納付期限は、調定の日から起算して10日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

- (4) 出納員又は分任出納員に委任させる会計管理者の事務について、入札保証金の領収に関する事務その他の必要な事項を加える。
- (5) 期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合を年3.3パーセント（現行年3.6パーセント）とする。
- (6) 平成22年4月の組織改正に伴い所要の規定の整備を行う。
- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする(7)の一部を除き、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。